

川棚町社会福祉協議会

通所介護事業・従前通所介護相当サービス事業 重要事項説明書 《令和6年6月1日現在》

1. 事業者の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会
(2) 法人所在地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷338番地57
(3) 電話番号	0956-82-2121
(4) 代表者氏名	会長 岬 常春
(5) 設立年月	昭和57年5月17日

※当法人が行っている他の介護保険事業

- ・「通所介護事業」、「従前通所介護相当サービス事業」【事業所番号 第4271200091号】
- ・「居宅介護支援事業」【事業所番号 第4271200075号】

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び所在地等

事業所名	川棚町社会福祉協議会 通所介護事業所
所在地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷338番地57
介護保険指定番号	【第4271200091号】 通所介護（平成11年10月1日 長崎県指定） 従前通所介護相当サービス（平成19年4月1日 川棚町指定）
サービスを提供する対象地域	川棚町・波佐見町・東彼杵町・佐世保市の一部区域 ただし波佐見町・東彼杵町・佐世保市の一部区域については 事業所より利用者宅まで概ね8km圏内とする

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (他事業所同職兼務)	1名		事業所全体の管理・監督	1名
生活相談員 (内2名は介護職員兼務)	3名		利用者の申し込みに係る調整及び 生活相談、連絡調整など	3名
看護職員 (機能訓練指導員兼務)	3名		健康管理、必要時の処置、機能訓練 など	3名
介護職員 (内常勤2名は生活相談員兼務、 非常勤2名は他事業所兼務)	6名	4名	日常生活介護全般など	10名

(3) 事業所の定員及び設備の概要

定員	35名		
静養室兼機能訓練室	151.20m ²	送迎車	8台（リフト車4台）
一般浴室	20.64m ²	食堂	44.73m ²

相談室	22.68m ²	特殊機械浴室	18.72m ²
-----	---------------------	--------	---------------------

(4) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝祭日営業）*1月1日～3日を除く
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時45分まで（送迎時間含まず） 短時間での利用も相談に応じて提供いたします

★緊急連絡電話 0956-82-2121

3. サービス内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 送迎 | 自宅から事業所までの送迎を行います。 |
| (2) 食事 | 栄養士の作成する献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好に配慮した食事を提供します。 |
| (3) 入浴 | 入浴または清拭を行います。 |
| (4) 健康チェック | ご利用当日の健康状態のチェックを行います。 |
| (5) 日常動作訓練 | 日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための機能訓練を実施します。 |
| (6) 生活相談 | 利用者及びその家族の介護等に関する相談に応じます。 |

4. 利用料金

- (1) 通所介護（要介護1～5の方※1割負担の場合） サービス提供時間 7時間以上8時間未満

【1回あたりの料金】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	公費対象者
基本利用料	658円	777円	900円	1,023円	1,148円	
入浴加算				40円		負担なし
サービス提供体制強化加算I				22円		

(※) 介護保険負担割合証の利用者負担割合が2割又は3割となっている方は、基本利用料、入浴加算、サービス提供体制強化加算Iが2又は3を乗じた金額となります。

- (2) 従前通所介護相当サービス事業（要支援1及び2の方※1割負担の場合）

【月額料金となります】	要支援1	要支援2	公費対象者
基本利用料	1,798円／月	3,621円／月	
サービス提供体制強化加算(I)	88円／月	176円／月	負担なし

(※) 介護保険負担割合証の利用者負担割合が2割又は3割となっている方は、基本利用料、サービス提供体制強化加算Iが2又は3を乗じた金額となります。

(※) 利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても日割りでの減額はありません。

(※) 月ごとの定額制となっているため、月の途中からの利用開始や月の途中で終了した場合は、以下に該当する場合を除いては原則として日割り計算は行いません。

- ①月途中に新規利用となる場合
- ②月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- ③月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- ④同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

(3) その他の加算

介護職員等 処遇改善加算 I	【基本利用料+サービス提供体制強化加算 I】の合計 × 9.2%の料金が加算されます
-------------------	---

(※) 介護の現場で働く介護職員等に対して処遇改善を図るための環境整備や賃金改善に充てることを目的とした加算となります。

(3) 介護保険給付対象外の自己負担（実費分）

①食事等の提供に伴う料金

食事代（昼食）	450円／食	おやつ代	50円／回
---------	--------	------	-------

②おむつ代

布パンツ	200円／枚	パット（吸水パット含む）	50円／枚
紙パンツ	100円／枚		

(4) キャンセル料

キャンセル料は発生しません。なお送迎の都合等がありますので、当日キャンセルされる場合は、午前8時30分までに事業所へご連絡ください。

(5) 支払方法

基本的に口座からの振替をお願いします。

※毎月、10日までに前月分の請求いたします。指定の口座に毎月26日までに請求額をご用意下さい。当月27日に前の月の利用料を振替（引落し）いたします。振替に係る手数料は川棚町社会福祉協議会が負担します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

利用契約と同時に通所介護（従前通所介護相当サービス）計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設等に入所された場合
- 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 利用者が死亡した場合

④その他

- 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月分以上遅延し、利用料金を催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが事業所や事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の運営の方針

- (1) 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行う。
- (2) 本事業の実施にあたっては、保険者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7. 第三者評価の実施状況

実施の有無 : 無

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し、速やかにその対応を行います。但し、事業者に好意、過失がない場合はこの限りにありません。
- (2) 発生した事故は記録に残し、保険者、担当介護支援専門員へ報告を行います。
- (3) サービス従業者全員で利用者のケアに努めますが、自傷行為をはじめ利用者の予測不可能な行為によって発生した事故、損害については責任を負えませんので予めご了承下さい。
- (4) 利用者の責任によって当事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は連帶して当事業所に対し、その損害を賠償するものとします。

9. 非常災害対策

非常災害時に対応するため、消防計画および防火管理規程を定めるとともに、サービス提供中において避難・消火訓練を年1回以上実施し有事に備えます。

10. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。
 - ②虐待防止のための指針を整備する。
 - ③訪問介護員に対し虐待防止のための研修会を定期的に実施する。
 - ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ⑤その他の虐待防止のために必要な設置。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、サービス従事者又は養護者(利用者の家族等高齢

者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを保険者に通報いたします。

11. 身体的拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し本事業の継続的実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービス従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努めます。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理等

- (1) 事業所は、サービス従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、訪問介護員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

14. サービス内容に関する苦情

- (1) 通所介護（従前通所介護相当サービス）に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(担当) 苦情解決責任者：管 理 者 山 本 喜 一
苦情受付担当者：生活相談員 一瀬 修

(受付時間) 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
0956-82-2121

- ①苦情受付担当者が苦情申し出の窓口として対応する。尚、相談された利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持のため十分な配慮を行う。
- ②苦情受付担当者は苦情の内容及び苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。

- ③苦情解決責任者は、苦情の内容の報告を受け、その場で判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。
- (2) 当法人では、苦情解決第三者委員を選任し、「苦情解決委員会」において適切に苦情解決に努めます。尚、苦情解決第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

◎苦情解決第三者委員

識 者 : 山口 誠実（連絡先 0956-82-4272）
識 者 : 田邊 悅子（連絡先 0956-82-3858）

(3) 行政機関その他苦情受付

- ①川棚町役場 長寿支援課 長寿介護係（地域包括支援センター）
(受付時間) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
0956-59-5883
- ②長崎県国民健康保険団体連合会
(受付時間) 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分
095-826-1599

15. 秘密保持に関する対応

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、利用者または家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

16. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) インフルエンザ等の感染症や食中毒が発生したとき、又はそのおそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限にするために、サービスを中止する場合があります。
- (2) 当日の健康状態チェックの結果、発熱や風邪症状など体調が悪い場合にはサービスの提供をお断りする場合があります。
- (3) 体調不良時の受診はご家族にてお願いします。
- (4) 送迎の際の途中下車はお断りしています。又、飲食物の持ち込み及び利用者同士の品物・金銭の貸し借りはご遠慮下さい。
- (5) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

- ①暴力又は乱暴な言動、無理な要求
●物を投げつける、刃物を向ける
●怒鳴る、奇声、大声を発する
●対象範囲外のサービスの強要
- ②セクシャルハラスメント
●サービス従業者の体を触る、手を握る
●性的な言動 など